

【95 理事会第 291 号議案】

しゃかいふくしほうじん ちひろかい
社会福祉法人 千宏会

令和 7 年度

令和7年度 千宏会 事業計画

令和6年度においては、能登半島地震が発生し、その後も各地で地震や集中豪雨等、自然災害が多く発生しました。新型コロナは5類になりましたが、1年を通してみると周期的に流行がありました。感染症も危機の一つで、その関りは今後も続いて行くものと感じます。年初から年末に至るまで、そういった対応に追われた一年であり、また昨今の食材価格の高騰や天候不良による不作など、食事提供者にとって向い風となっている状況が続いており、食材だけでなく、輸送コストや水光熱費などさまざまな経費が高騰しているなか、変わらず施設を利用する皆様の満足度を維持できる方法を確立していくことが直近の課題であります。社会や経済の状況が以前とは様変わりしており、いままでの常識が形を変えてきています。

令和7年度は、基本的な感染予防対策等は継続しつつ、コロナ及びインフルエンザ等の感染症対策を徹底して行きます。万が一新型コロナ等の感染症が発生した場合には、令和6年度から策定し活用している事業継続計画（BCP）を行動の基本に置き、職員各自が円滑な行動を行えるよう、研修会、職員会議の場を通して周知徹底を図り準備をしておく。

「命を守り、介護を守る」ために日々業務を工夫し提供するサービスの見直し等に取り組んで行きます。

施設は、地域の介護を支える拠点の一つとして、理念と役割に基づき、リハビリや認知症ケアの充実、人材確保や育成にかかわる対策等、利用者の様々なニーズに応える多機能なサービスと高品質サービスの提供に備える施設としての取り組みを進めて行きます。また、通常のサービスを提供しながら新型コロナの感染予防に努め、併せて災害対策も更に強化するとともに、高齢化が進展し、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が予想される中、重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で最後まで暮らして行くために地域包括ケアシステムの実現を目指した取り組みを進めております。

千宏会としては、今後の介護保険制度の動向を注視しながら、健全経営を推進するために、各種加算等の積極的な取得に努めると共に、高品質サービスの提供と利用者・家族・地域から信頼を得られるよう努めていきます。そして、これらを担える介護職員、看護職員の養成と職員の資質の向上に努めて行きます。

(1) 千宏会 法人本部

利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持、向上を目指し総合的に援助していきます。また、家族や地域・関係機関と連携・協力し合い、安心して自立した在宅生活が続けていけるようサービス提供に努めて行くと共に、安定経営に努めて参ります。

高齢者が住み慣れた地域と家庭で生き生きと過ごす。誰もの願いを
実現できるよう「命」「生活」「環境」を基本理念に掲げ、癒しの総合
的ケアサービス施設、家庭復帰施設、在宅ケア施設、地域に根差し開か
れた施設としての役割と機能を実現、実践し高まる介護の需要に対し高
品質サービスを提供し超高齢化社会を安心して安全に暮らして行けるよ
う支援していきます。法人の理念に基づいた運営を行うと共に、
社会福祉法人に求められている公益性、非営利性を確保し各施設におい
て、稼働率の向上に全職員一丸となり取り組んで参ります。また、社会
福祉法人には、地域社会に貢献することが求められていますことか地域
貢献活動の実践にも努めて行きます。

(2) 地域密着型 通所介護デイサービス **もがみ**(定員18名)

利用者個々の状態、生活状況を的確に把握し、1日の過ごし方がより充
実したものとなるよう、一人ひとりのかかり方やケアの仕方を追求する
とともに、ニーズに併せたより良い高品質のサービスに繋げていきます。
利用受け入れ人数の増員に心掛け、体制の見直しを行い、事故防止に最善
を尽くし、安全に快適に過ごせるよう、業務や環境の改善強化に努めてい
きます。

(3) 小規模多機能 **もがみ**(定員24名)

小規模の利点を活かし、利用者と馴染みの関係を築きながら自宅での
生活を支援していきます。また、利用者や家族の要望を大切にしてい
個別ケアの実践を重視し必要な時に適切なサービスが提供できるように「通
い」「宿泊」「訪問」の各サービスを柔軟に組み合わせて対応していきま
す。

(4) 地域着型特別養護老人ホーム**袖崎**(定員29名)

入居者が笑顔で楽しく安心して生活できる環境を目指すと共に、プライバシーを確保し、人権を守り、人間としての尊厳を大切にしています。

入居者の状態に応じて、適切なケアが出来るように多職種との連携に努めています。

(5) 小規模多機能 **袖崎**(定員29名通い10名・泊り9名含む)

利用者の目線で、利用者の立場に立ったケアを実施し、地域福祉の拠点として、暮らしが継続できるよう支援にしています。

また、安心と信頼に基づき、地域に愛される施設運営に努めます。

(6) 介護老人保健施設 **庭の里**(定員100名(長期・短期含む))

- ・ 感染症対策を強化するとともに、自然災害等を意識して、新しい生活様式を踏まえながら入所は在宅復帰ができるよう関係部署と連携を図り機能回復の支援を行うと共に、ユニット型居室が「暮らしの場」となるよう安心安全を念頭に置き落ち着いた生活環境づくりに努めて行きます。施設類型の「基本型」を継続できるよう努めて行きます。

・ 通所リハビリテーション事業(定員30名)

感染症対策を維持するとともに、日常生活動作や生活の質の向上を図り、東日本大震災から14年が経過しますが、突然起こり得る自然災害を意識し、在宅での生活が長く継続できるよう支援するとともに利用者の確保に努めて行きます。

- ・ 訪問リハビリテーション事業

施設へ通うことが困難な方に在宅での機能訓練を行うことにより心身機能の維持回復や日常生活の自立した生活が継続できるよう支援するとともに、利用者の確保に積極的に努めて行きます。

- ・ 居宅介護支援事業(かがやき)

感染症予防に努めるとともに、災害時も安心して安全に生活出来るよう在宅高齢者等がその心身の状況に応じた、適切なサービスを利用できるよう個々のニーズを、より把握するとともに、満足の行く最良のケアプランを作成し、信頼されるサービスの提供が、なされるよう定期的な巡回等見守りを強化し、利用される方々の心の声に耳を傾けるよう努めて行きます。

第 95 回 理事会

別 冊

令和 7 年度

拠点ごとの事業計画(案)

社会福祉法人千宏会

目 次

もがみ拠点

- ・通所介護デイサービスもがみ.....
- ・小規模多機能もがみ.....

袖崎拠点

- ・特別養護老人ホーム袖崎.....
- ・小規模多機能袖崎.....

庭の里拠点

- ・支援相談課.....
- ・施設サービス課 看護係.....
- 介護係.....
- ・食事サービス課.....
- ・リハビリテーション課.....
- ・通所リハビリ課.....
- ・居宅介護支援事業所 かがやき.....

健康福祉プラザ もがみ

【 拠 点 】

令和7年度 事業計画

地域密着型 通所介護デイサービスもがみ

(1) 重点目標

1. 利用者個々の状態、生活状況を的確に把握し、1日の過ごし方がより充実したものとなるよう、一人一人の関わり方やケアの仕方を追求し、より良いサービスに繋げていく。
2. 地域の中での役割や繋がりを確認し、行事への参加や広報誌「もがみ」の発行・回覧による地域住民への活動内容や介護の情報等を伝達し、より多くの方に周知していく。
3. 体制の強化を維持して事故防止に最善を尽くし、安全に快適に過ごせるよう、業務改善や環境整備の強化に努めていく。

(2) 事業方針

1. 処遇、職員の資質向上
 - 1) 通所介護計画に基づき、定期的に健康チェックを行い、個々の生活に密接した各サービスの充実を図り、利用者様一人一人の状態に適した介護の提供に努める。
 - 2) 人間関係の構築、生きがい、社会的役割、活動参加の拡大に向けての援助を進めていく。
 - 3) 誤嚥・転倒等の事故を防止し、利用者様の安全・安心を最優先にしたサービスの提供に努める。
 - 4) 自立した生活を支えるための、身体的・精神的機能の向上と生活活動能力の改善を図る。
 - 5) 要介護状態を作らない、要介護区分の進行悪化防止に努める。
 - 6) 利用者様を取り巻く家族や在宅環境との連携を図る。
 - 7) 利用者様に関わる各職種の連携の強化とチームアプローチの徹底を行い、定期的にケアカンファレンスを開催し、情報の共有と連絡体制の確立を進めていく。
 - 8) 関連する各職種は、質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽に努め、積極的に外研修会等に参加する。
 - 9) 介護福祉士等の資格取得のための支援の強化を図り、資格取得に向けた勉強会等を開催し、自己のレベルアップを図る。
2. 地域連携、行事参加、広報誌活動の強化
 - 1) 地域包括支援センター、町内外の各居宅介護支援事業所をはじめとした各関連

機関との更なる連携の強化に努める。

- 2) 近年、全国各地で多発している各種災害に向けて、有事のみならず日頃から地域と密に連携し、防災協力体制の構築を図る。
- 3) 地域との繋がりを大切にし、地域の行事等に参加できる機会を確保する。
- 4) 事業所での活動内容や介護の情報伝達を行い、家族、地域の方にも広報活動を積極的に行っていく。

3. 業務改善、環境整備

- 1) 通所介護における業務・運営の体系化の構築を図り、業務改善、分担の整理を行う。
- 2) 利用者様の生活能力を最大限に活かせる環境と体制を整備し、その充実を図る。
- 3) 安全に配慮して、福祉用具や送迎車両の整備の徹底を図る。
- 4) 小規模多機能型居宅介護事業所と連携し、これまで通りの防災対策と防災訓練を実施すると共に、職員一人一人の防災に対する意識づけを更に強化していく。

4. 利用者定員変更、利用者数拡大

- 1) 令和6年度は定員等の変更はなく、1日定員18名（営業日：月～土曜日）を継続していく。
- 2) 年間累計利用稼働率80%を目標とする。
- 3) 新規利用者の獲得を目指す。町包括支援センターや町内の各居宅介護支援事業所と密に連携を取っている中で、町内における介護認定の新規申請者数が減少していること、在宅での介護サービスを利用しながら家族の介護の下で、少しでも長く在宅生活を送るという傾向が減少し、施設入所の傾向が増えている。だからこそ、新規利用者の獲得に向けて職員一丸となって尽力する。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

令和5年5月8日から、5類への類型変更となった。引き続き感染予防対策をしながら、「業務継続計画」に基づいて適切な対応を行っていく。

(4) 年間活動予定

新型コロナウイルス感染症の拡大によって自粛していた「外出レク」活動は、徐々に再開している。事業所内で開催できる「敬老会」「クリスマス会」等のイベントにおいては、小規模多機能と合同で、職員が中心となって開催する。尚、慰問等の受け入れや依頼等も検討しコロナ禍以前のスタイルに戻していきたい。

(5) 事業所内勉強会・研修会

有資格者を中心に職員を四つのグループに分けて、各グループでテーマを決めて職員が講師を務める形式を今後も継続していく。

(6) 外部研修

県内でも、オンライン形式の研修会が多くなっている。環境を整えて、外部研修にも積極的に参加する。介護福祉士等の資格取得に向けて、事業所としての支援体制の強化を図り、意欲的に着実に取り組めるように積極的に関わりを持っていく。

(7) 運営推進会議の開催

年2回(5月・11月)、小規模多機能の運営推進会議と合同で開催し、地域に開かれた施設としての位置付けを更に強調するべく情報発信をし、出席者の方々の意見を傾聴して運営推進に反映していく。

(8) 「デイサービスもがみ・小規模多機能もがみ」職場委員会の設置

デイ・小規模合同で職場委員会を設置して活動を実施しており、今後も継続していく。

各委員会の委員長を中心に開催し、職員が意見を出し合い、異職種間の情報交換と情報共有を行う事で、日々の業務改善、更にはケアの質の向上を図り、地域に根ざした事業所として成長する事を目的とする。

(9) 重大事故防止に向けて

日々、利用者様の体調の把握に努め、事故防止の体制を強化する。安全な環境の下でのサービス提供を目指し、職員一人一人が高い意識を持って事故防止に向けて取り組んでいく。

令和7年度 事業計画

小規模多機能型居宅介護 小規模多機能もがみ

施設理念～いつまでも『わたし』らしく

「私たちは、ひとり一人と手をつなぎ、心をあわせ、
だれもが自分らしく生きられることを大切にします」
私たちの心得 ①人としての尊厳を大切にします。
②「私らしさ」を大切にします。
③ これまでの生活が継続できることを大切にします。
④ ご家族、地域とのつながりを大切にします。
⑤ みんなの笑顔を大切にします。

(1) 事業目標

小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、要介護者の選択に基づき、訪問、宿泊サービスを組み合わせて、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス事業所として地域密着型サービスの一つに位置づけられている。

小規模多機能もがみは、ご利用者が住み慣れた地域での生活を継続していかれるように家庭生活の延長線上にケアの主眼を置いて、小規模の利点を活かし、ご利用者と馴染みの関係を築きながらご自宅での生活を支援していく。また、ご利用者、ご家族のご要望を大切に個別ケアの実践を重視し、必要な時に適切なサービスが提供できるように「通い」「宿泊」「訪問」の各サービスを柔軟に組み合わせ、ご本人・ご家族を支援していく。

(2) 利用者様の処遇

- 家庭的で安心できる環境の中で、食事、排泄、入浴等、日常生活においてできない部分を援助する。生活上のできる動作については過介助にならないように配慮し、残存能力が最大限発揮できるように支援を行う。
- ご利用者の自立を促す自立支援の視点を大切に日々の介護を提供するように努める。
- 家庭生活の延長線という視点から利用者様が望む時間の過ごし方ができるように配

慮する。

- 各ご利用者様に適したケアが提供できるように、ケアプランの立案、実践を図る。
- 誤嚥、転倒などの事故防止には十分に留意し、声かけ、見守り、介助を徹底する。
- 日常的に看護師・介護職員による健康チェックを行う。
- 利用者様ご家族との連絡を密にして情報の共有、連携を円滑に行う。
- ご利用者様を支える他福祉施設や医療機関等の関連職種との連絡を密にして情報の共有、連携を円滑に行う。

(3) 新型コロナウイルス等感染症対策

令和6年度においては、日ごろの感染予防対策の成果もあり職員、ご利用者共に新型コロナの罹患者を出すことなく経過することができた。2類から5類への類型変更が行われた後、パネルの設置は行っていないが、マスク、手洗い、屋内や車内のアルコール消毒は継続して行っている。

令和7年度も基本的な感染予防対策は継続し、新型コロナ及びインフルエンザ等の感染症対策を徹底していく。万が一、新型コロナ等の感染症が発生した場合には、本年度から策定し活用する事業継続計画（BCP）を行動の基本に置き、職員各自が円滑な行動を行えるよう、研修会、職員会議の場を通して周知徹底を図り準備をしておく。

(4) 職員の資質向上

○各種研修会への参加

山形県社会福祉協議会が主催する令和7年度研修計画の中から、必要な研修を選択し職員の参加を促す。また、県や最上郡の各職能団体が主催する研修会へ積極的に参加する。

○職場内勉強会の開催

令和7年度については、職員一人ひとりが主体的に参加できる内容の研修会を開催していく。

当事業所ではデイサービスと小規模多機能の二つの事業所が合同で職場内研修会を開催している。内容は職員を4つのグループに分けて、各グループ毎に研修テーマを決め（介護や福祉領域からテーマを選択）、担当職員がその研修会テーマの講師を務める形で研修を行うものである。令和7年度についても4つのグループ編成を行い、各グループ毎に研修テーマを選定し研修を実施していく

○介護福祉士等の資格取得への支援

これまでも各職員が自主的に資格取得についての取り組みを行っているが、事業所としての支援体制をより強化して、勉強会の開催、傾向と対策のアドバイス等積極的に関わりをもち資格取得の支援を行う。

(4) 防災に対する意識づけの強化

令和2年9月末で旅館「保養センターもがみ」が廃業となった為、これまで旅館との複合施設であったが、現在は地域密着型の2つの事業所が運営されている。建物は既存の施設を活用していることから防災についてはこれまで同様の防災対策および防災訓練を実施する。

① 健康福祉プラザもがみ全体を活用した防災訓練。

② 福祉事業所単独として福祉スペースを活用した防災訓練。

令和7年度においても、地元消防署の協力を要請し、消防署、地元住民、事業所職員が緊密に連携し避難訓練や消火訓練を行い、総合的な防災対策を実施していく。

(5) 利用定員届け

登録定員に関しては、令和7年度の変更はナシ。

登録定員24名、通い定員12名、宿泊定員9名を継続していく。

(6) 年間行事

当事業所は併設施設「デイサービスもがみ」を有し、開設以来日々の業務や季節ごとの行事などにおいて協力、連携体制を構築してきた。

令和7年度においては新型コロナウイルス感染症への警戒から積極的な行事を行わず、敬老会、クリスマス会、その他の季節行事等も縮小した形で実施した。

令和6年度においても、県内の感染症拡大状況を注視しながら、感染予防を徹底し、安全を確保した上で行事の実施を行っていく。

(7) 利用者数の拡大

令和7年度の具体的な取り組みとして

①新規利用者を円滑に獲得できるように、町包括支援センターや他の居宅介護支援事業所と情報交換を密にしながら新規利用者の発掘に努めていく。

②「デイサービスもがみ」「小規模多機能もがみ」の両事業所が協力して地域への営業活動を積極的に行ない、地域包括支援センターの情報網からもれている利用者の発掘に努める。

(8) 運営推進会議の開催

2ヵ月毎、年間6回の運営推進会議が義務付けており、令和7年度についても「5月・7月・9月・11月・1月・3月」に運営推進会議を開催する。

運営推進会議においては、小規模施設特有の閉鎖性をなくし、地域に開かれた施設として運営されるよう施設からの情報発信を推進し、運営推進委員からの意見を傾聴しながら地域住民参加型の施設づくりを継続していく。

(9) 「デイサービス・小規模多機能」もがみ 職場委員会の設置

デイサービスと小規模多機能の二つの事業所が合同で職場委員会を設置している。令和5年度については配置人員の微調整を行ない、よりいっそう円滑な運営が行なえように進めていく。

「職場委員会組織」

- | | | | | |
|----------|-----|---|-----------------------|------------------|
| ○ サービス向上 | 委員会 | = | ケアに関する事柄全般 | 職員会議・研修会の企画運営 |
| ○ リスク管理 | 委員会 | = | リスクマネジメントに関する事柄全般 | |
| ○ 広報 | 委員会 | = | 広報誌「もがみ」の発行 | 営業活動 |
| ○ 行事 | 委員会 | = | 行事の企画 | 慰問活動の推進 地区行事への参加 |
| ○ 物品・庶務 | 委員会 | = | 消耗品・事務用品・備品の管理、手配 | |
| ○ 業務改善 | 委員会 | = | 業務連携に係る事柄、業務改善に係る事柄全般 | |
| ○ 用務 | 委員会 | = | 施設の保守点検、送迎車両の管理、清掃等 | |

袖 崎

【 捌 点 】

令和7年度 特別養護老人ホーム袖崎 事業計画書

1. 法人基本理念

- ・人としての命、人権、尊厳
- ・人としての生活習慣
- ・人としての慣れ親しんだ家、地域を目指します。

2. 数値目標

- ・定 員 29名
- ・稼働率 96.0%
- ・平均介護度 3.8

3. ユニット事業計画

目標

- ・入所者様1人、1人の気持ちに寄り添い、その人らしく生活できるよう援助していく。
- ・介護職員は仕事にやりがいを持ち、また根拠のある介護をするため、介護職員の介護技術、知識のスキルアップに努める。
- ・利用者一人一人の状態に合わせたケアをし、介護者側の都合で行わないようにする。
- ・個々の状態の変化を見極め、質の高いサービス提供を行う。
- ・利用者の意思を尊重し、メリハリのある生活が出来るようサポートする。
- ・利用者との信頼関係を築き、安心して過ごせるようケアする。
- ・利用者、職員共に笑顔で明るく毎日を過ごせるよう心掛ける。

方針

- ・介護職員は利用者本位の姿勢でケアし、入居者様のニーズと向き合い、職員みなで、そのニーズに沿ったケアができるよう考えていく。
- ・入居者様が安全で、安心して楽しみをもって生活できるよう、思いやりをもって、優しく丁寧な介護を心掛ける。
- ・施設内での研修や勉強会に取り組む。

- ・利用者担当それぞれが軸になり、利用者の状態を把握して上質な生活を提供できるよう日々観察する。
- ・職員間でコミュニケーションを取り、ユニット職員全員が同じケアができるようにする。
- ・専門的な知識を必要とする事は積極的に他職種に相談する。
- ・利用者のケアを本人・家族・介護職員・他職種で共に考え、実行し、利用者が安心して笑顔で生活できるような環境を整える。

具体的な計画

- ・本人様、家族様の意向と向き合い、ユニット会議や日々の業務を通して、どのようなケアが本人様にいいのかを話し合いケアにあたる。
- ・残存機能を活かし、出来る限り本人様の望んでいる生活が継続できるようケアをしていく。
- ・事故報告書やヒヤリハットをしっかりと周知し、それを活かして事故を減らし安全に生活できよう努める。
- ・外出やレクリエーション、イベントなど機会を増やし、入居者様に楽しみをもっていきいきした生活を送れるように努める。
- ・入居者様のペースに合わせた介護を行い、丁寧な言葉使い、丁寧な介護を心掛ける。
- ・日頃から他職種連携を密に行い、利用者様の情報共有に努める。
- ・利用者担当が主軸になり、日々の言動・体調の変化を把握し、他職種や職員間で情報を共有してケアを考え、実施する。
- ・利用者の残存機能を活かしたケアを心掛け、利用者のペースに合わせる。

生活面の計画

(生活について)

- ・個々の生活リズムに合わせ、時間や制限にとらわれない生活を支援していく。
- ・積極的にレクリエーションなどを行い、生活に楽しみや生きがいをもって生活できるよう支援していく。
- ・入居者様が安心でき、落ち着いて生活できるような雰囲気や、生活空間、関係性を形成していきます。
- ・各担当が季節に合わせた企画を行い、余暇活動を充実させる。

(食事について)

- ・食事が単なる栄養補給ではなく「美味しい」「楽しい」と思えるような工夫をしていく。
- ・入居者様の状態に応じて、食事形態や方法を工夫していく。
- ・安全に食事を提供するため、適切な姿勢や介助方法を実施していく。
- ・それぞれの嗜好品などを把握し、食事の楽しみを感じていただく。
- ・「おいしそう」と思われるような盛り付けをする。

(排泄について)

- ・個々に合った排泄方法を実施していく。
- ・皮膚の状態を観察し、清潔保持に努める。
- ・排便、排尿の状態をしっかりと観察し健康管理に努める。
- ・個々の状態に合わせた排泄ケアを実施し、気持ちよく排泄が出来るよう環境を整える。
- ・利用者個々の排泄のタイミングや、排尿・排便の観察をし、体調の変化等を看護師に報告していく。
- ・トイレ・ポータブルトイレ使用の利用者が安心、安全に排泄できる環境やケアを心掛ける。

健康管理

- ・常日頃の状態を把握し異常の早期発見に努める。
- ・異常を早期発見し、ナース、Drと連携し適切な対応をしていく。
- ・手洗い、口腔ケアを徹底し、日々感染予防に努める。
- ・体重の増減に留意し、日常での異変を見逃さない。
- ・入浴時に全身状態の観察、異変の早期発見に努める。

機能訓練

- ・生活リハビリやレクリエーションを通し、機能訓練を実施していく。
- ・可能な限り出来る事はご本人のペースに合わせながら ADL の低下を防止する
- ・週末の合同レクリエーションへの参加を促し、余暇活動を充実させる
- ・全身の可動域低下の防止や認知機能の低下を防げるよう、運動レクリエーションや他利用者と交流をしていく。

年間行事計画

月	行 事
4 月	桜花見（ドライブを含む）・散歩
5 月	端午の節句（菖蒲湯）鯉のぼり作り・散歩
6 月	バラ公園ドライブ
7 月	七夕・夏祭り
8 月	スイカ割り・花火大会・かき氷・そうめん
9 月	敬老の日お楽しみ会・散歩
10 月	芋煮会・たい焼き作り・散歩
11 月	紅葉狩りドライブ・手作り鍋ランチ・おでんの会
12 月	クリスマスランチ・冬至（ゆず湯）
1 月	正月飾り・七草粥・団子木作成・新年会
2 月	節分・豆まき
3 月	ひな祭りレク

※通年誕生会

4. 事務室

目 標

- ・正確・迅速に総務・経理事務ができるよう、知識を増やす。
- ・スケジュール管理をしっかりと、期限厳守。
- ・施設の窓口として、地域の皆様、ご家族様から信頼される対応をする。

具体的行動

- ・事務知識、PC スキルの向上。
- ・労務管理、総務関係等の書類が滞ることなくスムーズにできるよう職員とのコミュニケーションを大切にする。
- ・ルールの決まった仕事を正確・スピーディに。
- ・電話対応、窓口対応、来客対応時は、明るく爽やかな対応を心がける。

5. 生活相談・介護支援専門員

目 標

- ・入居者の心身の状態を把握し、情報を各職種と連携を図り共有する。
- ・主体的な施設運営を意識し、稼働率96%以上を目指す。

具体的行動

- ・モニタリングと24時間シートを元に入居者の状態に合わせたサービスを提供できるよう各職種との連携を図る。
- ・事故を無くすために事故予防や再発防止の対策を速やかに検討し共有する。各職員の役割を把握し、情報を共有することで緊急時対応をスムーズに行う。
- ・ご家族様の面会時や地域の方が来られた際は気軽に声を掛け相談しやすい環境を作る。
- ・待機者数を増やすために周辺の医療機関や福祉関係者に定期的に待機者と空室等の情報を知らせ、紹介していただけるようする。

6. 医務室

目 標

- ・入居者様・利用者様が安全に健康に生活できる様に看護していく
- ・看取り期の方が最期までその人らしく生活できる様に看護していく
- ・施設内、施設外研修を通し、個々のレベルUPを目指す具体的行動
- ・他職種との連携を密にし、入居者様・利用者様の健康上の情報を共有する事を継続する
- ・嘱託医・往診して下さる医師、クリニック間とで入居者様・利用者様の健康上の情報を共有し連携を取っていく事を継続する。
- ・ご本人様もしくはご家族様の意向を確認し安心して過ごして頂ける様に看護を行っていく事を継続する。
- ・嘱託医の指示の、入居者様の健康診断・予防接種・定期的な検査等を実施していく。
- ・感染症対策として啓発活動（施設内研修等）、予防の周知徹底を行っていく。
- ・褥瘡予防対策として啓発活動（施設内研修等）を実施し予防に努める。
- ・医療安全研修（施設内研修等）を行い個々のスキルUPに努める。
- ・施設外研修（Zoom 研修等を含む）に参加し、個々の知識のアップデートを行い、日々の看護に活かしていく。

7. 栄養士

目 標

- ・安全に食事を提供する。
- ・健康状態を維持しQOLの向上に努める。
- ・食事を楽しめる環境を作る。

具体的行動

- ・手洗い・消毒・温度管理・時間管理を適切に行い、記録する。
- ・異物混入などのリスクを未然に防げるようリスク管理とユニットへの周知をする。
- ・季節感や行事に合わせ、五感で楽しめるような企画作り。

年間行事計画

月	行 事
4月	開所記念
5月	端午の節句
6月	
7月	七夕
8月	
9月	敬老の日・彼岸
10月	芋煮会
11月	
12月	クリスマス・年越しそば
1月	七草
2月	節分
3月	ひな祭り

8. 厨房

目 標

- ・品質管理（温度・衛生）やリスク管理（異物混入予防・食中毒予防）に気を付け、安全に食事を提供する。

具体的行動

- ・始業前、作業と作業の間の手洗いを丁寧に行う。
- ・加熱、再加熱の温度の記録と加熱時間の記録をする。
- ・厨房内の整理整頓をし、異物混入を予防する。
- ・調理器具の消毒を的確にし、食中毒を予防する。

令和7年度 小規模多機能 袖崎 事業計画書

1. 目標値

定員	29名	目標平均定員	28.5名
通い定員	16名	目標稼働率	75%
泊り定員	9名	目標稼働率	55%

2. 小規模多機能事業計画

①目標

- ・住み慣れた地域の中で、その人らしい生き方・暮ら方を継続していくために、通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて、必要な支援をしていきます。

②方針

- ・居宅サービス計画書に沿った個別介護計画を立て、介護過程（アセスメント→計画→実施→評価）を展開していきます。
- ・ご家族、介護支援専門員、介護職、医務、栄養、事務等、他職種が連携しご利用者のニーズに合った支援をしていきます。

③ 具体的な計画

- ・小規模会議において、生活課題のケアの統一と業務改善を図り CS 向上に努めて行きます。
- ・毎日の申送り（朝礼・夕礼）により、心身の変化に気づき、即時的に対応したケアを行います。
- ・アセスメントにおいて、ご利用者の目標（～したい）を知り、実行できることを支援していきます。
- ・地域資源（サロン・イベント等）を活用することにより、多様性のある柔軟な支援をしていきます。

④生活面の計画

(生活について)

- ・心身の充足や満足感を得て頂けるように、季節の行事レクや地域に根ざしたイベントを企画立案し実行していきます。
- ・季節感を感じられるようにフロア内の装飾を考え、ご利用者と一緒に作成し楽しんで頂けるようにしていきます。

(食事について)

- ・食事前に口腔体操を行い、誤嚥を予防し安全に召し上がって頂けるようにします。
- ・お一人お一人の状態に合った食事形態を栄養士と連携し、提供します。
- ・調理レクを通し、旬な食べ物や特別感を味わえるように企画します。

(排泄について)

- ・羞恥心に配慮し、個々の排泄パターンに合わせたトイレ誘導及び排泄ケアを行います。
- ・衛生的で清潔な状態をキープし皮膚トラブルを予防します。

⑤健康管理

- ・毎日のバイタル測定、状態観察を行います。
- ・食事摂取量、水分摂取量、排泄状態（排尿・排便）を記録し健康状態の把握に努めます。
- ・入浴の際は、全身状態や皮膚状態を観察し、異常の早期発見に努めます。
- ・ケアマネジャー、医務と連携し、必要な場合はご家族と連絡を取り健康管理を行います。

⑥機能訓練

- ・余暇時間（塗り絵・パズル・装飾作り・読書・いきいき体操・その他等）の充実を図りニーズに合わせた予防体操を取り入れます。
- ・午後のレクリエーション活動において、ADL に合わせた体操や、楽しめるレクを通して筋力低下、転倒予防を図っていきます。

⑦年間行事計画

月	行 事
4 月	誕生日会 ・ 桜の花見ドライブ
5 月	誕生日会 ・ バラ公園ドライブ
6 月	誕生日会 ・ さくらんぼ種飛ばし大会
7 月	誕生日会 ・ 七夕
8 月	誕生日会 ・ スイカ割り
9 月	誕生日会 ・ 敬老会
10 月	誕生日会 ・ 芋煮会 焼き芋大会
11 月	誕生日会 ・ 紅葉ドライブ
12 月	誕生日会 ・ クリスマス会 忘年会
1 月	誕生日会 ・ 初詣（袖崎神社）
2 月	誕生日会 ・ 節分豆まき
3 月	誕生日会 ・ ひな祭り

感染症並びに状況により変更する場合もあり得る。

庭 の 里

【 拠 点 】

- ・支援相談課.....
- ・施設サービス課 看護係.....
- 介護係.....
- ・食事サービス課.....
- ・リハビリテーション課.....
- ・通所リハビリ課.....
- ・居宅介護支援事業所 かがやき.....

庭の里 支援相談課 事業計画

1、事業方針

- (1) 施設窓口として、利用者や家族に信頼される相談業務を行います。
- (2) 利用者の意思を尊重し、望ましい在宅又は施設生活が送れるように支援します。
- (3) 地域に根ざした施設を目指します。
- (4) 各部署と連携し、サービスを提供できるよう、情報共有を行います。

2、事業内容

- (1) 利用者や家族の様々な相談について対応していきます。
- (2) 利用者や家族とコミュニケーションを図り、信頼関係を築いていきます。
- (3) 各部署への情報伝達が適切かつ迅速に行えるようにしていきます。
- (4) 施設サービス計画書の作成に伴い、個々の状態に合わせてサービスを適切に見直していきます。
- (5) 個々の状態像に応じて、多職種と連携したサービスを行い、在宅復帰に努めます。
- (6) 市町村や各事業所、保健・医療・福祉機関等と連携し、地域一体となったサービスを提供します。
- (7) 施設での様々な活動の展開について、積極的に地域への情報伝達に努めます。
- (8) 施設内・施設外研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めます。

<強化事業>

- * 空きベッドを活用できるよう、調整していきます。
 - * 各部署への情報伝達が、適切かつ迅速に行えるように努めます。
- 利用者や家族が安心して生活できるよう、情報交換を密に行っていきます。

庭の里 施設サービス課 看護係 事業計画

1.事業方針

- (1) 入居者様の入念な観察を行い、異常の早期発見に努めると共に、異常時には速やかに医師へ報告し、医師からの指示の元、個々の医療ニーズに即した対応をとり、その後の状態把握に努める。
- (2) 入居者様が服用している薬剤の効果や起こり得る副作用を熟知した上で確認作業を怠らず徹底し誤訳防止に努めながら与薬を行う。
- (3) 入居者様に、より良いサービスを提供する為にも、各部署との連携をこまめに取り合い個々の役割を理解し、お互いに思いやりと協調性を持って業務に従事する。
- (4) 介護士・看護師の従事者には現場に必要な技術を習得してもらう為に、定期的な勉強会と必要時には小学習などの勉強会を随時実施していきたい。
★各委員会等で定期的に勉強会を行うようにする。
- (5) 庭の里の基本理念【命】【生活】【環境】を元に。特に【命】の大切さを念頭に置き看護医療のサービスを提供します。

2.強化目標

- (1) 看護師のスキルアップのため、施設内外の研修会に積極的に参加する。
- (2) 各委員会【身体的拘束適正化検討委員会・感染症防止委員会・事故防止委員会・褥瘡予防対策委員会】に出席し入居者様の状態を把握をしながら、事例検証や対応マニュアルについて協議し各部署との連携を図っていく。
- (3) 入居者様の状態を十分に把握し、大きな事故に繋がらないためにも早めの対応・対策を心掛け、離設や事故防止に努める。

庭の里 施設サービス課 介護係 事業計画

1. 事業方針

- (1) ユニットケアの理念に基づいて入居者様個々の意思及び人格を尊重し、生活スタイル・パターンに即した「個別ケア」の提供を行います。
- (2) 「ケアプラン」に沿った、より良いサービスが効率的かつ効果的に提供できるように各部署間の連携に努め、その人らしい生活を支援するとともに在宅復帰を念頭にケア致します。
- (3) 施設生活において入居者様が相互に社会関係を築き、自律的な生活を楽しく営むことができるように支援します。
- (4) 専門職としての知識、技術の自己研鑽をし、愛情あるケアを提供します。

2. 具体的な取り組みの内容

- (1) 介護・看護職がともに入居者様個々の生活に着目し、日々の関わりの中で得た情報を基にニーズを的確に把握し、対応の仕方について検討を重ね「入居者様の意思を尊重した生活」を実現します。
- (2) 介護が必要になっても当たり前の生活ができるよう、ユニットの環境を整備し、入居者様が安心して生活できる「生活の場」をつくります。
- (3) 居宅の生活に近い日常生活の中でそれぞれが役割を持ち、また個々の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供し、意欲的にメリハリのある生活ができるようにいたします。
(行事、外出、クラブ活動、レクリエーション、個人の趣味活動等)
- (4) 生命保持、安全確保及び質の高いケアを提供するために身体拘束廃止委員会・事故防止委員会・感染症防止委員会・褥創予防対策委員会を定期的開催いたします。
- (5) 「ケアプラン」を理解し、Plan-do-See(計画、実施、評価)により機能向上、家庭復帰につなげてまいります。
- (6) 共に介護する者としてご家族様と密に連絡を取り合い情報の共有に努めます。
- (7) 施設内、外の研修に参加し、高い知識・技術を身につけます。
- (8) 記録の一元化、各ユニット内での無駄な業務の整理など業務内容について改善を図ります。
- (9) 職員一人一人が入居者様及びご家族様に信頼されるよう、ふれあいの時間を大切に、誠意をもって対応します。

●委員会

○R6年度より虐待防止委員会が設置となっている。身体的拘束適正化委員会と一体的に行っていく予定です。

●クラブ活動について

《音楽クラブ》 …感染類型変更により実施していく

※活動内容 カラオケ・音楽鑑賞会の実施・季節行事の開催、施設行事等の参加

※今年度は、新型コロナの感染拡大防止の観点から、入居者様同士の飛沫防止の為、カラオケで歌うクラブは、音楽クラブは休止とする。その代替として、各フロア(ユニット)内にて、施設のプロジェクトを活用した「音楽鑑賞会」を随時行っていくように検討する。

《お花クラブ》 …感染類型変更により実施していく

※活動内容……生け花・勉強会・散策

※現状として、ここ数年、参加希望入居者様が減少している。入居者様の意向により再開に向けて検討していく。

《美術クラブ》 …継続

※各階にて、入居者様のADL等の実情に合わせた創作活動を計画・実施する。その中で、自分で考えたり、手先を動かしたりして、良い刺激になることを目的とする。合わせて、その時の季節感も感じてもらえるように工夫する。

●その他 取り組み

◎行事等にある程度、制限も生じるが、入居者様の生活する上での「楽しみ」には制限が無いように、余暇活動の確保に向けて、取り組んでいく。その中で、各ユニットで実際に行って、入居者様に好評だった等の情報については、リーダー会議で共有していく。

◎中間施設としての「老健」の役割を今一度再確認し、リハビリテーション課とも十分に連携をし、入居者様のADLの維持向上を目指しながら、安心して日常生活を送ってもらえるよう介護を提供していく。

・具体的には…

○排泄…その時の状況をアセスメントし、適した介助方法を常に見つけていく。(フロア、ユニット会議にて)「オムツからリハビリパンツへ、パット交換からトイレでの排泄へ」ご本人の意向を踏まえながら、モチベーションのアップの為に、排泄における状態の改善の為に取り組みを随時、行っていく。

○生活リハ

・日常生活において、適切な介助量の支援を行うことで、生活機能の維持・向上を目指す。
生活の中で「できそうなこと」「していること」をしっかり見極め、過介助にならないように生活を支援していく。

○食事

・医師、言語聴覚士、管理栄養士等の関係部署と連携し、「食の楽しみ」を提供する。ご本人の状態に合わせ、適した食事形態を、適した介助方法で提供する。行事の実施の中で、普段食すことのできない、食べ物の提供も行い、入居者様の満足度を高める事を目指す。

○行事

・コロナ禍対応から、通常時対応に戻していく。入居者様の日々の生活の中に楽しみを見出していく為、行事を積極的に立案・実施していく。

令和7年度各種委員会・会議等予定表

日	月	火	水	木	金	土
第一週	(・各種勉強会)	入所・継続・判定・ 担当者会議(一般)	入所・継続・判定・ 担当者会議(認知)			
				・介護リーダー会議	・感染症防止委員会	
第二週	(・各種勉強会)	入所・継続・判定・ 担当者会議(一般)	入所・継続・判定・ 担当者会議(認知)		・身体及び虐待 防止委員会	
					・食事委員会	
第三週	(・各種勉強会)	入所・継続・判定・ 担当者会議(一般)	入所・継続・判定・ 担当者会議(認知)		・連絡会議 AM	
				・介護リーダー会議	・事故防止委員会	
第四週	(・各種勉強会)	入所・継続・判定・ 担当者会議(一般)	入所・継続・判定・ 担当者会議(認知)			
					・褥瘡予防対策委員会	
	※勉強会は祝日でない月曜で その都度設定する。		※入所・継続・判定・担当者会議		※委員会は、14時～開始 ※食事委のみ16時～開始	

令和7年度 行事・クラブ活動等 計画表
 《特に「外出」の予定は感染状況などの社会情勢によって、変更の可能性あります。》

フロア等/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2階 かえで	花見	外出	外出	外出 スライカ割り	外出	お月見 外出	料理教室 外出	芋煮会	柚子湯 クリスマス会	新年会	節分	雑祭り
もみじ	花見	外出	外出	スライカ割り	ドライブ サンデー作り	お月見 出前	外出	芋煮会	柚子湯 クリスマス会	新年会 レトルトカレー	節分	雑祭り (茶話会)
3階 けやき	花見	外出	外出	スライカ割り	夏祭り	お月見	運動会	芋煮会	柚子湯 クリスマス会	新年会 料理教室(鍋)	節分 外出	雑祭り 外出
ぶな	花見	外出	外出	スライカ割り	夏祭り	お月見	運動会	芋煮会	柚子湯 クリスマス会	新年会 料理教室(鍋)	節分	雑祭り 外出
4階 やまぶき	花見 外出	料理教室	テイクアウト 外出	スライカ割り 縁日	料理教室 (シェイク) 外出	お月見 外出	カップ麺 料理教室	芋煮会 料理教室 (煮込みラーメン)	柚子湯 クリスマス会	新年会 料理教室(鍋)	節分 出前	雑祭り 料理教室
さくら	花見 外出	カップ麺 外出	テイクアウト 外出	スライカ割り 縁日 料理教室(シェイク)	料理教室 (冷やし麺) 外出	お月見 外出	カップスープ 料理教室	芋煮会 料理教室 (ラーメン)	柚子湯 クリスマス会	新年会 料理教室(鍋)	節分 出前	雑祭り 料理教室 (パンケーキ)
5階 もくれん	花見	菖蒲湯 出前	ドライブ カップ麺	ドライブ シェイク作り	ドライブ スライカ割り	お月見 ドライブ	料理教室 (餃子) ドライブ	芋煮会	柚子湯 クリスマス会	新年会 鍋	節分 出前	雑祭り
こぶし	花見	菖蒲湯 外食	ドライブ カップ麺	ドライブ シェイク作り	ドライブ スライカ割り	お月見 ドライブ	料理教室 (餃子) ドライブ	芋煮会	柚子湯 クリスマス会	新年会 鍋	節分 出前	雑祭り
全体行事等			総合防災訓練 (夜間)(自然災害)	地域夏祭り (地域との交流)	夏祭り (古川祭り)	敬老会 敬老週間	(紅葉狩り) (焼き芋)	防災訓練 (自然災害訓練)	年の瀬行事	(どんと祭)	季節行事	季節行事
項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
消防計画等 BCP自然災害	計画・方針や内容等の 周知他	運営会議・各種会 議での周知	総合防災訓練 (夜間想定) (自然災害)	訓練後の反省点を 基に課題分析	訓練後の反省点を 基に課題分析	分析結果を基に 計画立案	計画立案を各課 へ周知	総合防災訓練 火災・水害等 想定訓練	訓練後の反省点を 基に課題分析		宮城県 女川原子力防災 訓練に関する受け入れ 対応訓練訓練。	当年度の反省と新年度 への取り組みの検討
BCP感染症	計画・方針や内容等の 周知他	マニュアル周知浸透化 食中毒・インフルエンザ	マニュアル周知浸透化 白喉・脊髄	マニュアル周知浸透化 緑膿菌	マニュアル周知浸透化 尿路感染	マニュアル周知浸透化 嘔吐・下痢	マニュアル周知浸透化 ノロウイルス	マニュアル周知浸透化 インフルエンザ	マニュアル周知浸透化 梅毒	マニュアル周知浸透化 MRSA・HIV	マニュアル周知浸透化 肝炎・带状疱疹	当年度の反省と新年度 への取り組みの検討
一般事業主行動 (女性活躍推進法等) 活動回数 平均化・最大化 を目指す	計画・方針や内容等の 周知他	●運営幹部会議等で職員状 況確認●リーダー会議での周 知並びに職員への状況確認 ●助産作成者・対象職員表 への周知●助産提出時確 認	●運営幹部会議等で職員状 況確認●リーダー会議での周 知並びに職員への状況確認 ●助産作成者・対象職員表 への周知●助産提出時確 認	●運営幹部会議等で職員状 況確認●リーダー会議での周 知並びに職員への状況確認 ●助産作成者・対象職員表 への周知●助産提出時確 認	●運営幹部会議等で職員状 況確認●リーダー会議での周 知並びに職員への状況確認 ●助産作成者・対象職員表 への周知●助産提出時確 認	●運営幹部会議等で職員状 況確認●リーダー会議での周 知並びに職員への状況確認 ●助産作成者・対象職員表 への周知●助産提出時確 認	●運営幹部会議等で職員状 況確認●リーダー会議での周 知並びに職員への状況確認 ●助産作成者・対象職員表 への周知●助産提出時確 認	●運営幹部会議等で職員状 況確認●リーダー会議での周 知並びに職員への状況確認 ●助産作成者・対象職員表 への周知●助産提出時確 認	●運営幹部会議等で職員状 況確認●リーダー会議での周 知並びに職員への状況確認 ●助産作成者・対象職員表 への周知●助産提出時確 認	●運営幹部会議等で職員状 況確認●リーダー会議での周 知並びに職員への状況確認 ●助産作成者・対象職員表 への周知●助産提出時確 認	●運営幹部会議等で職員状 況確認●リーダー会議での周 知並びに職員への状況確認 ●助産作成者・対象職員表 への周知●助産提出時確 認	●運営幹部会議等で職員状 況確認●リーダー会議での周 知並びに職員への状況確認 ●助産作成者・対象職員表 への周知●助産提出時確 認
各種委員会	年度当初により委員長 等の選任、周知事項の 確認を図る。	各委員会の月次 計画により開催	各委員会の月次 計画により開催	各委員会の月次 計画により開催	各委員会の月次 計画により開催	上期の反省と下期 への取り組みの検 討	上期の反省を踏ま え下期の取り組み	各委員会の月次 計画により開催	各委員会の月次 計画により開催	新年を迎え	各委員会の月次 計画により開催	年度末 当年度の反省 次年度への引き継ぎ
週間予定	第1週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)4時担当委員会 (水)2階担当委員会 (木)介護リーダー会議 (金)感染症防止委員会	第2週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)5時担当委員会 (水)3時担当委員会 (木) - (金)14時 身体拘束・虐待防止委員会/16時食事委員会	第3週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)5時担当委員会 (水)3時担当委員会 (木)介護リーダー会議 (金)感染症防止委員会	第4週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)5時担当委員会 (水)3時担当委員会 (木)介護リーダー会議 (金)感染症防止委員会	第5週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)5時担当委員会 (水)3時担当委員会 (木)介護リーダー会議 (金)感染症防止委員会	第6週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)5時担当委員会 (水)3時担当委員会 (木)介護リーダー会議 (金)感染症防止委員会	第7週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)5時担当委員会 (水)3時担当委員会 (木)介護リーダー会議 (金)感染症防止委員会	第8週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)5時担当委員会 (水)3時担当委員会 (木)介護リーダー会議 (金)感染症防止委員会	第9週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)5時担当委員会 (水)3時担当委員会 (木)介護リーダー会議 (金)感染症防止委員会	第10週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)5時担当委員会 (水)3時担当委員会 (木)介護リーダー会議 (金)感染症防止委員会	第11週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)5時担当委員会 (水)3時担当委員会 (木)介護リーダー会議 (金)感染症防止委員会	第12週 ※熱帯気象は祝日でない月曜日で設定、15時30分開 始 ※担当委員会15時開始 ※委員会14時開始 (月)各種委員会 (火)5時担当委員会 (水)3時担当委員会 (木)介護リーダー会議 (金)感染症防止委員会

令和7年度 委員会活動

※勉強会の内容については、別紙参照

	身体拘束適正化 及び虐待防止委員会	事故防止委員会	感染症防止委員会	褥瘡予防対策委員会
4月	委員長・副委員長の選出 活動内容の確認・担当者決め 身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討 高齢者虐待の防止の為に指針配布 (全職員への周知徹底)	委員長・副委員長の選出 活動内容の確認 担当者決め 救命講習会消防へ依頼(事務長)	委員長・副委員長の選出 活動内容の確認・担当者決め	委員長・副委員長の選出 活動内容の確認
5月	身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討	定例委員会	ポスター発行・掲示① マニュアル浸透化活動(食中毒・レジオネラ) 感染者の報告	定例委員会
6月	パトロール内容確認 身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討 ケアのセルフチェック	事故強化月間のテーマ決め フロア巡回① ・勉強会の準備	会報発行① 洗濯槽掃除① マニュアル浸透化活動(白癬・疥癬) 感染者の報告 ・勉強会準備	会報発行①
7月	パトロール① 身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討 セルフチェック集計 ・勉強会準備	事故防止強化月間①(ポスター) 救命講習会(AED) ①	勉強会 ① (内容未定) マニュアル浸透化活動(緑膿菌) 感染者の報告	定例委員会
8月	会報①(セルフチェックの結果) 身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討 ・勉強会準備	会報発行の準備	フロア巡回① マニュアル浸透化活動(尿路感染) 感染者の報告 勉強会準備	定例委員会
9月	勉強会①(拘束・虐待防止の内容) 身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討	会報発行① 救命講習会消防へ依頼(事務長)	マニュアル浸透化活動(嘔吐・下痢) 感染者の報告 ポスター作成準備	定例委員会
10月	身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討 事例検討会(委員会内)	定例委員会	ポスター発行・掲示② マニュアル浸透化活動(ノロウイルス) 会報作成準備	勉強会
11月	パトロール内容確認 身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討	フロア巡回② 事故防止強化月間のテーマ決め 勉強会の準備	会報発行② マニュアル浸透化活動(インフルエンザ) ・勉強会準備	定例委員会
12月	パトロール② 身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討	事故防止強化月間②(ポスター) 救命講習会(AED) ② 勉強会の準備(事例検討)	勉強会② (内容未定) 洗濯槽掃除② マニュアル浸透化活動(梅毒) 感染者の報告	定例委員会
1月	会報② 身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討 ・勉強会準備	会報発行準備 勉強会①(事例検討)	実態調査 マニュアル浸透化活動(MRSA・HIV) 感染者の報告	会報発行②
2月	来年度の計画 身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討 勉強会②(拘束・虐待防止の内容)	会報発行② 来年度の計画	フロア巡回② マニュアル浸透化活動(肝炎・带状疱疹) 感染者の報告 来年度の計画	来年度の計画
3月	今年度の反省 身体拘束・不適切ケア・虐待等の把握・検討 今年度の会議録、資料の確認、整理	今年度の反省	感染者の報告 今年度の反省	今年度の反省

庭の里 食事サービス課 事業計画

1.事業方針

- (1) 利用者の嗜好や食事内容を考慮しつつ、個々人の希望を尊重した食事内容に努めます。
- (2) 美味しさを損なわない食べやすい調理方法や食事形態を検討し、実施します。
- (3) 利用者に食事を楽しんでいただけるよう提供計画を立案します。
- (4) 利用者の健康管理に留意し、安全かつ安心して食事が提供できる栄養計画を立案します。
- (5) 利用者の栄養状態に留意し、健康に生活できるよう栄養計画を立案します。
- (6) 食事に関わる管理を計画的に行います。

2.事業計画

- (1) 家庭の雰囲気味わえる温かみのある食事を提供することができるよう、工夫した食事提供を行います。
- (2) 季節に合わせ、適時適温の食事が提供できるよう献立を作成します。
- (3) 認知症高齢者の食事摂取の特性を把握し、食事提供の仕方や食事形態の提案を行います。
- (4) 適切な栄養スクリーニング・栄養アセスメントを行うことで、低栄養者を把握し改善できるよう提案してまいります。
- (5) 利用者のニーズを把握し、食事内容、調理形態や食事提供の在り方を提案してまいります。
- (6) 献立表、チラシなどを使って栄養の啓蒙を行い、多方面から食事の大切さをアピールしてまいります。
- (7) 業務基準を日常業務に定着化させ、味のばらつきがなく、均一のサービスが提供できるようにしてまいります。
- (8) 個々人の業務内容を明確にし、目標に向けて職員相互に協力しあい創意工夫してまいります。
- (9) 施設内行事を充実させ、楽しいお食事を実現します。
- (10) 会議方針

項目	参加者	日程	記録・連絡方法
ミーティング	栄養士・委託側調理職員	8:50～9:00	口頭確認
ミーティング	栄養士・委託側調理職員	12:00～12:10	口頭確認
食事委員会	医師、事務長、看護師、リハビリテーション課職員、介護職員、通所リハビリ職員、栄養士、委託側栄養士	16:00～17:00 毎月第2金曜日	会議録・口頭確認
勉強会	栄養士、委託側栄養士	随時	口頭確認

(11) 特別な食事について

- (ア) 施設内行事食 : 施設内共通にともなう行事食
- (イ) 季節行事食 : 伝統行事に伴う行事食
- (ウ) お誕生会食 : 誕生会とともに雰囲気演出する祝いの膳
- (エ) パン食 : パンを中心にした洋食
- (オ) セレクト : いくつかのおやつから選べる間食

庭の里 リハビリテーション課 事業計画書

＜入所・短期入所・通所・訪問リハビリテーション＞

I. 事業方針

同一事業所で入所・短期入所・通所・訪問リハビリを提供できる当施設の特徴を活かし、ご利用者様やご家族様のニーズに応えられるリハビリテーションの提供を目指す。

各部門の業務やリハビリに係る加算業務・書類業務を遂行し、専門職としての技能向上を図りながら、役割や多職種協働の中における位置づけを熟考のうえ、専門職としての責任と自覚を深め協力して取り組んでいく。

通所・訪問リハビリの提供では、目的・目標の明確化や医師の介入が必須となっており、今後も介護保険の動向を確認し対応していく。

1. 目標

各利用者様それぞれの生活のあり方を原点に、生活能力や生活の質を向上させ『自分らしい生活』を利用者様と共に構築していく。また、人間関係や趣味活動・生きがいを模索し、日常生活の『活動』と『参加』の拡大を図る。

2. 役割

- ①障害の全体像の把握、専門職視点からの理解・関わり多職種協働における情報提供。
- ②自立した生活を支えるための身体的・精神的機能の向上と生活活動拡大への援助。
- ③障害や老いの受容を援助し、人間関係や生きがいの構築に向けての心理的援助。
- ④個々における社会的役割を共に模索し、『社会参加』への援助や環境調整。
- ⑤地域社会との連携や情報発信、社会資源の活用への橋渡し。

II. 業務内容

1. リハビリテーションの充実

①機能面へのアプローチ

身体機能・運動機能・精神機能の評価に基づき、機能の維持・改善を図る。

適切なリハビリテーションを提供し、残存機能を引き出し且つ能力向上を図る。

廃用症候群を予防し、体力の維持・向上と精神面の安定や活性化を図る。

②活動へのアプローチ

生活場面で必要な動作や作業の具体的な動作を訓練し習得を図る。

成功体験による活動意欲への働き掛けと環境調整を行う。

③参加へのアプローチ

役割の創出・社会参加の実現に向けて、個々の生活の中に生きがいや役割をもって生活できる環境づくりを支援する。

④口腔・嚥下機能へのアプローチ

身体・認知機能や摂食嚥下機能の状態に応じ、可能な範囲で口から食べる楽しみを

得られるよう他職種と協働し、食事形態や介助方法の検討など安全な食事の支援を行う。

⑤担当者会議(サービス担当者会議・リハ会議/入所・通所・訪問)

各部門において、専門職視点からの情報提供や指導・提案を行いつつ、効果的な支援のため他職種と連携する。

2. 日常生活の活動面へ介入

①生活状況の確認と、問題点や課題の抽出を行う。

②各利用者様に適した動作の手順や、動作方法の考案・指導などの援助を行う。

必要に応じ、環境調整や自助具の検討、福祉用具の紹介・使用方法の指導を行う。

③専門職の視点から、日常生活を支える他職種・ご家族様への介助指導・心理的援助を行う。

④各利用者様の生活環境を確認の上、環境調整や必要な指導・助言・提案を行う。

3. リハビリテーション専門職としての役割および活動

①施設内研修や各委員会による勉強会に参加し、自身の自己研鑽を図る。また、認知症や疾患への知識を深め、より専門的な関わり方の検討・提案を行っていく。

②車椅子や歩行器など施設備品の整備、ポジショニング等の確認、食事や入浴など生活場面の環境設定や介助方法の助言を図る取り組みを行い、ご利用者様の安心で快適な生活を支援する。車椅子等の施設備品は経年劣化している物が多く、利用者様や介助者側の怪我とならないよう異常の早期発見に努め、連携・協力のもと修理・整備を行う事を継続的に取り組む。

Ⅲ. 強化事業

1. リハビリテーションの提供

①入所：中間施設の役割を念頭に、退所先を考慮した目標設定やリハビリの提供に加え、生活リハ視点からの関わりや他部署と連携を図る事で、利用者様の役割や活動意欲に繋がるようアプローチを行う。また、業務調整にて可能な範囲でフロア行事などに参加し、楽しみやその方らしい生活に寄り添う。

②短期入所：在宅生活を送る上で機能維持を図るためのリハビリを提供する。また、必要時は介助方法や福祉用具に関して助言・情報提供を行う。

③通所リハビリ：出来る事・出来ない事・出来る様になりたい事などの確認、介護者・ご家族様の意向も踏まえ、より具体的な目標を設定しリハビリを提供するよう努める。

引き続き“やってもらう”から“自分でやる”リハビリへの意識転換を図る。

④訪問リハビリ：実際の生活環境での課題を抽出しながら、動作訓練を行う。また介

護者・ご家族様支援や環境調整などを行い、在宅生活を送る上での不安軽減や活動量の向上を図る。

2. 加算業務

通所リハビリにおいて、リハビリテーションマネジメント加算の算定に伴う要件の達成を目指し、書類関係なども含め業務を遂行する。

科学的介護情報システム(LIFE)の導入により、リハビリテーション計画書作成後に厚労省へ提出している。今後はフィードバックの内容を確認しつつ、リハビリの提供時は質の向上を図る。

R6年の介護報酬改定に伴い、改定内容など情報収集を行い業務を遂行する。

3. 業務の整備・構築とチェック体制

リハ課業務の運営・管理、チェック体制の整備・充実を図り、業務の重複やミスを避けるよう努める。また、書類業務や事務作業の負担軽減のため、引き続き業務の見直し・検討を行っていく。

4. 感染対策

各職員が各部門の業務を兼務(入所と通所・通所と訪問)しており、各フロアへの往来が多い状況にある。職員の体調管理や機能訓練室の使用方法、施設備品の管理など、感染対策に努めながらリハビリを提供していく。

庭の里 通所リハビリ課 事業計画書

<デイケア>

(1) 事業目標

その人らしい生活や人生を尊重しながら、生活行為や社会参加の拡大をもたらし、生活の質の向上を図ります。また、現在の在宅での生活を維持していくと共に、出来る限り自立した生活を送れるよう支援していきます。

(2) 事業方針

- ① 利用者様の生活能力を最大限に活かせる環境と体制を創出していきます。
- ② 利用者様の安全、安心を最優先にしたサービスを提供します。
- ③ 人間関係の構築、生きがい、社会的役割、社会参加の拡大に向けて援助を行います。
- ④ 利用者様の生活が自立していけるよう、身体的、精神的機能の向上、改善を図ります。
- ⑤ 介護予防において要介護状態への進行、要介護区分の進行悪化防止に努めます。
- ⑥ 各職種間の情報の共有と連絡体制の確立を図る為に、連携を強化していきます。
- ⑦ 利用者様のご家族や関係機関との連携を図り在宅での生活を支援していきます。
- ⑧ 居宅介護支援事業所をはじめとした各関連機関との連携構築に努めます。
- ⑨ 通所リハビリテーションにおける業務、運営の体系化を構築していきます。
- ⑩ 地域との関わりを深める活動を行なっていきます。
- ⑪ 質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽に努めます。
- ⑫ 利用者様の新規獲得、稼働率の向上を図ります。

上半期の平均月間稼働率90%以上を目標とします。

下半期の平均月間稼働率90%以上を目標とします。

年間稼働率90%以上を目指します。

(3) 事業内容

- ① 入 浴 … 一般浴、個浴による入浴の介助。
- ② 排 泄 … 状況に応じた適切な排泄介助。
- ③ 食 事 … 栄養のバランスに配慮し利用者様の身体状況に配慮した食事の提供。
- ④ 健康チェック … 体温、血圧、脈拍の測定と、健康状態の確認。
- ⑤ レクリエーション … 各種レクリエーションの実施。
- ⑥ 機能訓練 … 理学・作業・言語療法により状況に適した機能訓練。
- ⑦ 送 迎 … ご自宅から施設までの送迎。

⑧ 相談援助 …… 利用者様、ご家族様からの相談対応。

(4) 会 議

- ・日々の利用者様の状況報告・情報共有（毎日開催）
- ・通所リハビリテーション会議の開催。
- ・その他、必要に応じて随時開催。

(5) 勉強会

- ・介護技術の向上や援助技術の向上を目的として実施する。
- ・安心、安全な送迎を行なう為に、交通安全や運転技術の講習会を行なう。

(6) 研 修

技術向上や動機付けを行なう為に、施設内の研修会や外部研修会等への参加を推進する。

(7) 委員会活動

施設における各委員会へ参加し、各部署との連携を図る。

(8) 感染症予防対策

- ・感染防止に向けた取り組みを徹底して行う。
- ・職員、利用者様のマスクの着用や手洗い、アルコール消毒、うがい等の徹底。
利用者（来所時）、職員（出勤時）と午後の検温2回行う。
- ・日頃から利用者の健康の状態や変化の有無に留意する。
- ・清掃・消毒・換気等の実施。
- ・職員の健康管理に留意するとともに体調不良を申し出しやすい環境づくりをする。

(9) 非常災害対策

- ・利用者等の安全を確保するため非常災害時の体制整備、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施（参加）等を強化・徹底する。
- ・日頃から、気象情報等の公的機関による情報の把握に努めるとともに市町村が発令する「避難準備情報」「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するため行動をとるようにする。
（必要な対応を最優先に検討し早め早めの対応を講じる）
- ・非常災害対策計画の内容を職員間で十分に共有するとともに、災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有する。

(10) 年間行事

各種行事を行なうことにより、利用者様に外出の機会や季節感のある活動の提供をする。

4月	お花見	11月	芸術の秋活動
5月	端午の節句	12月	クリスマス会
7月	七夕に向けての創作活動	1月	新年会・絵馬作成
8月	夏祭り	2月	豆まき
9月	敬老会	3月	ひな祭り
1年間を通して季節に応じた張り絵作成など			

(11) さとのたより

利用者様やそのご家族、関係諸機関等に、通所リハでの活動の様子などを紹介し理解を深めていただくために発行する。(年2回発行)

(12) 営業活動

- ・稼働率や収益率を上げる為の活動を行なう。
- ・新規利用者の随時獲得。
- ・医療機関や居宅介護支援事業所への定期的に情報を行い連携を図る。
- ・リハビリテーションの充実など特色を活かした宣伝活動をする。

かがやき 居宅支援事業所 事業計画

1.事業目標

居宅支援事業所として、利用者のニーズをより正確に把握し、在宅生活維持するためのニーズに添ったプランを作成～提供～確認し、安心して安全な信頼される事業所として、サービス提供に努めて行きます。

また、感染症・自然災害等の BCP 行動計画の策定。2024 年 4 月からのすべての事業所で義務化される事を意識してのサービス提供に努めて行く。

2.事業取り組み

- (1) 居宅支援利用者、要支援及び要介護 給付 90 件常時確保に努めます。
- (2) 施設及び病院より在宅へ戻る利用者に対し、住宅環境や用具等環境整備を行い住み慣れた自宅にて生活できるように対応していきます。
- (3) 常に利用者の立場になり考え快適な生活維持を実現できるようにします。
- (4) より良いケアサービスが提供できるように他事業所及び地域包括支援センターや医療機関との連携を密にして行きます。
- (5) 苦情相談はマニュアルに添って迅速に対応していきます。
- (6) 行政主催の研修会に参加し、自己研鑽に努めていきます。
- (7) 虐待の早期発見及び高齢弱者の権利擁護を行っていきます。
- (8) 主任介護支援専門員として一般介護予防事業及び認知症キャラバンメイト地域ケアマネージャー指導研修講義等を行い地域の啓発活動に努める。

<強化事業>

- * 感染症予防対策の徹底に努める。
- * 災害時における在宅高齢者等の実態把握とサービス提供に努めます。
- * BCP 対応を意識した在宅ケアの計画策定に努めて行きます。

【審議事項】

【95 理事会第 292 号議案】

第 95 回 千宏会理事会

令和 7 年度 収支予算の承認について

千宏会 本部

社会福祉事業

通所介護デイサービスもがみ

小規模多機能もがみ

地域密着型特別養護老人ホーム袖崎

小規模多機能 袖崎

介護老人保健施設 庭の里

公益事業

通所リハビリテーション事業

訪問リハビリテーション事業

居宅介護支援事業所 かがやき

令和 7 年 3 月 21 日提出

社会福祉法人 千宏会
理事長 大場 利秋

課長資料添付

①全体表

②予算計算書全体と拠点毎